

要 望 書

2009年 11月 13日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

北米在外被爆者の会（広島・長崎）
North America A-Bomb Survivors Association
(Hiroshima/Nagasaki)
会長 向井 司
代表 友沢 光男

在外被爆者救済に関する要望書

戦後の長きに渡り、われわれ在外被爆者の救済を訴えてきましたが、まったくといってよいほど、誠意ある回答を頂いたことがありません。以下の点において、早急なる解決策を講じて下さるよう、在米被爆者からも強く要望します。

記

1. 特別医療助成金の上限を撤廃する。
2. 在外からの原爆症認定申請を認める。
3. 現在行われている「在外被爆者補償請求裁判」を早急に解決する。
4. 在外被爆者全員に対する「在外被爆者補償請求裁判」の周知を徹底する。
5. 被爆者健康手帳及び手当申請に要する書類を、日・英併記の書式とする。
6. 当地の医療機関において、診察までに要する日数および各団体発行における書類作成に要する日数は、日本に比べて時間がかかる。被爆者健康手帳及び手当申請に伴う健康診断書や在住証明書などの有効発行期限を、現行の1ヶ月以内から3ヶ月以内に延長する。
7. 在外では治療が施せない医師団派遣事業のあり方を再検討し、在外被爆者の健康維持に直結するよう改善する。
8. 渡日研修を受けた現地の医師が、当地の被爆者医療に全く還元していない。この事業が在外被爆者の健康維持に直結するよう改善する。
9. 介護保険法に基づく同等の介護支援策を講じるために、在外被爆者においては民間介護保険の購入を支援する。
10. 在外被爆者について被爆者健康手帳申請における証人2名の条件を再検討し、被爆者健康手帳交付基準を見直す。

以上

2009年11月13日

厚生労働大臣
長妻 昭 様

ブラジル被爆者平和協会
会長 森田 隆

要 望 書

1974年7月22日、厚生省が402号通達を発したことにより、外国に居住する原爆被爆者は日本に住んでいる被爆者と差別され、29年後の2003年3月に同通達が廃止されるまで、在外被爆者は何の援護も受けられずに苦しんで死亡していきました。

私達、外国に住む被爆者は日本在住の心ある方々の援助を受け、この不法な国の行為に対し、裁判という形で被爆者の苦しみを訴え、勝訴につぐ勝訴で、402号通達の違法性を認めさせました。

本来ならば、日本政府が率先して原子爆弾被爆者援護法に則り、被爆者の援護をすべきであったのに、長い間、日本政府はこれを拒んできたのです。このような被爆者の放置は、人道的にも許されないことです。402号通達の発出の時点から現在までに援護を受けずに亡くなった被爆者や今も被爆の影響で苦しんでいる被爆者に対し、私達は国の心からの謝罪を求めます。

私達ブラジルに住んでいる被爆者は、25年前に協会を設立し、毎年のように、日本の被爆者が受けているような医療援護をしてくださるよう要請していますが、未だに実現していません。今行われている法外援護措置の医療助成では在外の被爆者は救われません。被爆者援護法に則った医療援護を望みます。

被爆者はどこに住んでいようと被爆者です。原爆症認定の申請を在外公館で受け付けて下さるよう強く御願い致します。一日も早くに。

年老いた被爆者には、もう時間がありません。

2007年11月、日本政府は、最高裁判決を受けて、在外被爆者に対し損害賠償を行うことを表明し、昨年8月にその具体的な方法について厚生労働省係官と在外被爆者代表とが話しあったところ、日本政府は私たちに提訴を求めました、外国に住んでいる、年老いた被爆者が提訴するのは難しいので、提訴によらない賠償を求めましたが聞き入れてもらえず、また、提訴を日本政府が

求めていることを在外被爆者全員に通知して頂くことも御願いしましたが、未だに実現していません。そのため、ブラジルの被爆者をはじめとして被爆者団体のある国からの提訴はありますが、被爆者団体がなく、日本からの連絡を受けていない在外被爆者からの提訴はありません。

提訴した被爆者に対し、日本政府は法務省を通じて和解を求めて来ていますが、提訴して一年過ぎた今も、私たちに対し在外に居住している事実や損害との因果関係などについての立証を求め、訴訟の進行が遅く、解決の糸口が見えていないように感じます。この一年の間に、提訴していた多くの被爆者が亡くなっています。どうか被爆者が生きています今、一日も早く解決して頂くよう御願い致します。

日本政府が今まで在外被爆者に対してとってきた態度を強く反省することを求めます。残念なことです。この25年間、在外被爆者担当の厚生省・厚生労働省の係官の態度には、恵まれない在外被爆者を本当に助けてやろうという姿勢がまったく見えませんでした。今後、真摯に在外被爆者援護に取り組んで頂くよう要望致します。

要 望 書

日本国厚生労働大臣 長妻 昭 様

この間、数十年にわたり、当協会から貴厚生労働省に数多くの要望書をお送りしてきましたが、それらの要望が解決されたことはほとんどありません。

当協会から要望してきたことのうち、最も重要な問題をいくつかに限って、下記のとおり要約して、要望いたしますので、この度こそは、要望事項について必ずや解決してくださいますよう、お願いいたします。

要 望 事 項

1. 在外被爆者に対する医療費上限を撤廃することを要望します。
2. 韓国人が数千年間にわたって伝統的に治療してきた漢方薬に対して医療費を認定して下さい。
3. 原爆症認定の申請を自国でできるようにして下さい。
4. 被爆者健康手帳申請時の証人問題を緩和して、手帳を迅速に交付して下さることを望みます。
5. 当協会、大韓赤十字社、韓国政府に被爆者として登録されている当協会被爆会員でありながらも、被爆者健康手帳のない 161 人に対して、被爆者健康手帳を早く交付して下さい。
6. 日本政府が大韓赤十字社に委託している在韓被爆者業務を、早く当協会に移管して下さることを望みます。
7. 渡日治療未払い手当て該当者に対する調査を迅速に進めて、未払い手当てを一日も早く支給して下さい。
8. 渡日治療の年間人数制限を撤廃して下さい。
9. 402 号通達発出によって 30 余年間在外被爆者が受けた精神的苦痛に対して、真心からの謝罪を表明して下さることを望みます。

2009 年 11 月 13 日

社団法人・韓国原爆被害者協会

会長 金龍吉